

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「株式等振替決済口座管理約款」

改訂日：平成28年1月1日改訂

旧	新
<p>(新設)</p> <p>第4条(省略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「証券取引口座開設申込書」に押捺された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6条(省略)</p> <p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)</p> <p><u>第7条</u> 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第29条(省略)</p>	<p><u>(共通番号の届出)</u></p> <p><u>第3条の2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条(省略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「証券取引口座開設申込書」に押捺された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6条(省略)</p> <p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)</p> <p><u>第6条の2</u> 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社は、お客様の共通番号情報(氏名または名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第8条～第29条(省略)</p>

<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 30 条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、本人確認等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>平成 24 年 4 月</u></p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 30 条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、<u>当社所定の</u>本人確認等の書類をご提出<u>または「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u>があります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>平成 28 年 1 月</u></p>
---	--

以上